1．学　則

第 1 章　総　　則

（目 的）

第 1 条　　本学は、教育基本法及び学校教育法に基づいて、学生の教養及び専門知識を高めるよう努めるとともに、学生の自発的学修態度を助長し、同時に建学の精神に基づいて、学生に偏見のない柔軟な、礼儀正しく思いやりのある人格を育て、もって平和な社会に寄与することを目的とする。

第 1 条の2　教学理念

「建学の精神 教育は徳なり」に則り、“学んだ知識・技術を実践に活用するために必要な力”として社会人基礎力に倫理観を加えた能力の育成を意識化・可視化したアクティブ・ラーニングによって、“学生の学びの意欲や目的意識を誘い出す仕掛け作りをした授業”を通して、“生涯学び続けることのできる能力”を備え持つ人材に学生を養成する教育を提供することを教学理念とする。

第 1 条の3　教学ビジョン

「教育中心大学」として

①幅広い職業人養成

②特定の専門的分野（看護・保健、スポーツ、初等中等教員養成、乳幼児保育、心理カウンセリング、企業マネジメント等）の教育・教学研究

③地域の生涯学習機会の拠点

④社会貢献機能（地域貢献、産学官連携等） の機能を有し、特に①②に重点をおくものとする。

第 2 章　学部、学科、学生定員及び修業年限

（学部、学科の学生定員、教育目的、卒業要件・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針）

第 2 条　　本学において設置する学部、学科及びその学生定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	編入学定員	収容定員
経　営　学　部	８０人		３２０人
現代ビジネス学科	８０人		３２０人
人　間　学　部	２００人		８１６人
子ども発達学科	３０人		１２４人
初等教育コース	１０人	３年次１人	
保育コース※	２０人	３年次１人	
健康スポーツ学科	１３０人	３年次４人	５２８人
心理カウンセリング学科	４０人	３年次２人	１６４人
看　護　学　部	８０人		３２０人
看　護　学　科	８０人		３２０人

注）※保育コース：保育士資格が取得できるコース

２．本学において設置する学部、学科の教育目的は、次のとおりとする。

経営学部 現代ビジネス学科

経営、経済、情報の実践的な知識と技術を基盤とし、企業社会・地域社会の様々なビジネスシーンで活躍できる即戦力と実践力、問題解決能力を兼ね備えた人材を育成することを目的とする。

人間学部

人間の心身とそれを取り巻く人間社会を知的好奇心に基づいて多角的に考え、心身ともに健康で豊かな生活が送れる社会を創造できる人材を育成することを目的とする。

子ども発達学科

教育学を中心に乳幼児•児童の発達に関わる専門知識と技術を身につけた小学校教諭、幼稚園教諭、保育士などの資格を目指し、教育現場や現代社会における子どもたちを取り巻く諸問題の解決に使命感と責任感、倫理観を持って貢献できる人材を育成することを目的とする。

健康スポーツ学科

スポーツ実技を中心に運動学、公衆衛生学、スポーツ心理学などに関わる専門知識と技術を身につけ、教育現場や現代社会における心身の健全な発達や健康の保持増進などについての理解を深め、安全な行動や規律ある集団行動の体得、運動に親しむ態度の育成、責任感や連帯感の涵養、体力の向上などに資する様々な活動に指導的立場で貢献できる人材を育成することを目的とする。

心理カウンセリング学科

心理学の理論と分析手法をカウンセリング技法の実践をとおして、現代社会が抱える心の問題の解決に応用できる能力を身につけ、豊かな人間社会を創造するために実践的に貢献できる人材を育成することを目的とする。

看護学部

看護学をはじめ医療に関する専門知識・実践技術と豊かな倫理観を身につけ、対象となる人々のさまざまな問題の解決に強い使命感と責任感を持って臨むことができ、地域の医療をとおして社会に貢献できる看護師・保健師・養護教諭を養成することを目的とする。

看護学科

看護学、基礎医学、公衆衛生学など医療に関する専門知識・実践技術と豊かな倫理観を身につけ、看護の対象となる人々のもつ困難や様々な問題の解決に強い使命感と責任感を持って臨むことができ、教育機関や企業社会を含む地域の医療における問題解決のための行動を創造的、献身的かつ科学的思考に基づいて活躍、貢献できる資質、素養と能力を身につけた看護師・保健師・養護教諭を育成することを目的とする。

3．本学において設置する学部、学科の卒業要件・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針および入学者受入れの方針は、「建学の精神」、「教学理念（学則第１条の２）」、「教学ビジョン（学則第１条の３）」を踏まえ、別表５のとおりとする。

（修業年限及び在学年限）

第 ３ 条　本学の修業年限は、４年とする。

2．学生は、８年を超えて在学することはできない。

第 ３ 章　学年、学期及び休業日

（学 年）

第 ４ 条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終る。

（学 期）

第 ５ 条　学年を次の２学期又は４学期に分ける。

２学期

学　期	期　間
春学期	４月１日から９月 30 日まで
秋学期	10 月１日から翌年３月 31 日まで

4学期

学　期	期　間
1学期	4月1日から9月30日までの間で別に定める。
2学期	
3学期	10月1日から翌年3月31日までの間で別に定める。
4学期	

2．学長は、前項の期日を必要に応じ、変更することができる。

（休業日）

第 6 条　休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

開 学 記 念 日　5月6日

学園創立記念日　5月17日

春 期 休 業 日　3月21日から4月10日まで

夏 期 休 業 日　8月1日から9月26日まで

冬 期 休 業 日　12月21日から翌年1月10日まで

2．学長は、前項の休業期間及び期日を授業又は行事等の都合により変更することができる。

3．第1項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 4 章　入学、退学及び休学

（入学の時期）

第 7 条　入学の時期は、春学期、秋学期の初めとする。

（入学資格）

第 8 条　本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

⑴　高等学校又は中等教育学校を卒業した者

⑵　通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

⑶　外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

⑷　文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者

⑸　文部科学大臣の指定した者

⑹　高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）によ

る大学入学資格検定に合格した者を含む。）

⑺　専修学校の高等課程（修業年限が３年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

⑻　本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18 歳に達したもの

（入学の出願）

第 ９ 条　　本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

（入学者の選考）

第 10 条　　前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 11 条　　省　略

（編入学・再入学・転入学）

第 12 条　　本学に編入学、再入学又は転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

２．編入学・再入学又は転入学の取り扱いについては、別に定める。

（転学部・転学科）

第 12 条の2　　学生が転学部、転学科を志望する場合、学年の始めに限り、選考の上、許可することができる。

２．転学部、転学科の取り扱いについては、別に定める。

（退 学）

第 13 条　　退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

２．学長は、次に掲げる者に対して教授会の意見を聴き、退学を勧告することができる。

⑴　学修が困難で卒業の見込みがないと認められた者

⑵　正当な理由がなくて、出席が常でない者

（休 学）

第 14 条　　疾病その他やむを得ない事情により３か月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

２．疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

３．定められた期限内に授業料等を納付しない者については、学長は、休学を命ずることができる。ただし、休学期間は当該学期（６ケ月間）とする。

（休学の期間）

第 15 条　休学の期間は、1 年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引き続き更に 1 年間延長することができる。

2．休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3．休学の期間は、第 3 条第 2 項の在学年限に算入しない。

（復 学）

第 16 条　休学の理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

（除 籍）

第 17 条　次の各号の一に該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍することができる。

⑴　第 3 条第 2 項に定める在学年限を超えた者

⑵　第 15 条第 2 項に定める休学の期間を超えて、なお復学できない者

⑶　正当な理由がなく、無届けで 3 か月以上連続して欠席した者

⑷　正当な理由がなく、所定の期日までに学費等で定められた納入金を納付しない者

（学籍異動の決定）

第 17 条の2　学生の入学、退学、転学、留学、休学、除籍及び卒業は、教授会の意見を聴き、学長が定める。

第 5 章　教育課程及び履修方法等

（授業科目）

第 18 条　授業科目は、総合教養科目と専門教育科目からなり、総合教養科目は基本リテラシー科目、基本教養科目とする。

2．教育課程は（別表 1 ※1）のとおりとする。

3．授業科目は、講義、演習、実習もしくは実技のいずれかによりまたはこれらの併用により行う。

4．学長は、教育上有益と認めるときは多様なメディアを高度に利用して（平成 13 年文部科学省告示第 51 号「大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づく大学が履修させることができる授業等」）、当該授業を行う教室等以外の場所で学生に授業科目を履修させることができる。

5．前項の授業科目の一部を本学の校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

6．第 4 項に規定する授業によって修得する単位を各学部における卒業に必要な単位数から 64 単位を除いた単位数を上限として、卒業に必要な単位とすることができる。

※1　教育課程表 p.73～90 参照

（履 修）

第 19 条　学生は、教育課程の定めるところに従い、各授業科目を必修又は選択履修しなければならない。履修しようとする授業科目については、所定期間内に届け出なければならない。

（長期履修）

第 19 条の2　学長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第３条第１項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

（副専攻）

第 19 条の3　本学の授業科目の中から指定された特定分野の授業科目を一定以上履修した者に対し、副専攻としてその学修成果を認定することができる。

２．副専攻に関して必要な事項は別に定める。

（単位の計算方法）

第 20 条　授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成し、授業の方法に応じ、当該授業による、教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

⑴　講義科目は、15 時間の授業時間と 30 時間の授業時間外の学修をもって１単位とする

⑵　演習、実習及び実技科目は、30 時間の授業時間と 15 時間の授業時間外の学修をもって１単位とする

⑶　前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業製作、ゼミ論文、ゼミレポート等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、教育課程表に定める単位とする

（１年間の授業時間）

第 20 条の2　１年間の授業を行う期間は、学期末試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則とする。

（試 験）

第 20 条の3　履修した授業科目については、学期末に試験を行う。

２．履修規程等で定めた理由によって学期末の試験を受けることができなかった者については、学長の承認を得て追試験を受けることができる。

３．授業料等未納の者は、試験を受けることができない。

（単位の授与）

第 21 条　授業科目を履修し、その総授業時数の３分の２以上の出席と当該単位学修時間を満たし、かつ、学修の評価が合格であった者には、所定の単位を与える。

（「教育の基礎的理解に関する科目等」の単位の授与）

第 21 条の2　「教育の基礎的理解に関する科目等」（別表３）を履修し、その総授業時数の５分の４以上の出席と当該単位学修時間を満たし、かつ学修の評価が合格であった者には、所定の単位を与える。

ただし、「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、学部・学科（人間学部子ども発達学科を除く）の教育課程で開講されている科目については、第２１条を適用するものとする。

（保育士資格に関する科目の単位の授与）

第 21 条の3　保育士資格に関する科目（別表４）で、児童福祉法施行規則第 39 条の２第１項第３号により、本学で履修する必修科目のうち、演習にかかる科目については、その総授業時間数の５分の４以上出席と当該単位学修時間を満たし、かつ学修の評価が合格であった者には、所定の単位を与える。

（学修の評価）

第 22 条　　学修の評価は、以下のいずれかで評価し、S、A、B、C、Rを合格とする。

⑴　成績評価

S：非常に優れている　100 点～90 点

A：優れている　89 点～80 点

B：良い　79 点～70 点

C：普通　69 点～60 点

D：不合格　59 点～0 点

E：認定不可

総時間数の３分の２（看護学部の専門教育科目の演習科目及び学則第 21 条の２に定める科目は５分の４）以上の出席を満たさないもの。

⑵　認定評価

R：「成績評価」以外で特に定める科目に合格したもの、学則第 23 条及び第 23 条の２項の（２）及び編入学、転学部･転学科した場合の前籍学部学科の修得単位を本学の科目として認定したもの。

E：認定不可

総時間数の３分の２（看護学部の専門教育科目の演習科目及び学則第 21 条の２に定める科目は５分の４）以上の出席を満たさないもの。

２．前項の学修の評価に加え、GPA(Grade Point Average、以下 GPA とする）による学修の評価を行い、在学年限通算値、在学年次通算値、在学年次学期通算値を算出する。なお、GPA の算出方法等は別途定めるものとする。

３．GPA による学修の評価は次の目的に利用する。

⑴　履修指導

⑵　就職指導

⑶　登録制限単位数の緩和

⑷　その他学長が認めた事項

（修学指導）

第 22 条の2　大学は修学指導として、大学の定めた基準を満たさない者に対して修学面談を行うものとする。

（他大学等における既修得単位の取扱）

第 23 条　　他の大学（外国の大学又は短期大学を含む。）又は他の短期大学又は高等専門学校の専攻科（以下、他大学等という）を、卒業又は中途退学し、新たに、本学の第1年次に入学した学生の既修得単位については、本学の履修規程に基づき、本学において修得したものとして認定することができる。ただし、このことによって修業年限を短縮することはできない。

認定することのできる単位数は、合計 30 単位を超えない範囲で行う。

（他学部又は他大学等における授業科目の履修等）

第 23 条の2　学長が教育上有益と認めるときは、本学の同一学部の他学科、他の学部又は他大学等の授業科目を履修させることができる。

2．前項の規定により修得した単位については、学長は、卒業の要件となる単位として認めることができる。認定することのできる単位数は次のとおりとする。

⑴　本学の同一学部の他学科又は他の学部は合計 60 単位を超えない範囲で行う。

⑵　他大学等は合計 60 単位を超えない範囲で行う。

⑶　第 23 条2項及び第 23 条の2の2項及びの合計の単位数は 60 単位を超えないものとする。

（教職課程）

第 23 条の3　教育職員免許状の取得を希望する者のために、教育職員免許法及び同施行規則に基づく教職課程をおく。

2．前項により開設する「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教科及び教科の指導法に関する科目」、「養護に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」及び単位数は（別表3）のとおり定める。

3．本学において取得できる教育職員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

経営学部	
現代ビジネス学科	高等学校教諭一種免許状（情報）
人間学部	
子ども発達学科　初等教育コース	幼稚園教諭一種免許状
	小学校教諭一種免許状
健康スポーツ学科	中学校教諭一種免許状（保健体育）
	高等学校教諭一種免許状（保健体育）

看護学部

看護学科　　養護教諭一種免許状

4．前項の免許状を取得するためには、第18条に定める単位のほか、教育職員免許法及び同法施行規則に基づく所定の単位を修得しなければならない。

（保育士資格）

第23条の4　保育士資格の取得を希望する者のために、人間学部子ども発達学科に保育コースをおく。

2．前項により開設する保育士資格に関する科目及び単位数は（別表4※3）のとおり定める。

3．保育士資格を取得するためには前項の保育士コースに在籍し、第18条に定める単位のほか、児童福祉法施行規則第39条の2第1項第3号に基づく所定の単位を修得しなければならない。

第 6 章　卒業及び学士号

（卒業の要件）

第24条　本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、所定の授業科目を履修し、かつ、（別表2）に定めるところの、単位を修得しなければならない。

⑴　経営学部　124単位以上

⑵　人間学部　124単位以上

⑶　看護学部　130単位以上

（卒業の認定）

第25条　本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目を履修し単位を修得した者については、教授会の意見を聴き、学長が卒業を認定する。

2．前項の定めにかかわらず、3年以上在学し、卒業に必要な単位を優秀な成績で修得した学生が、学校教育法第89条に定める卒業を希望する場合は、学長はこれを認定することができる。

（学位の授与）

第26条　本学の卒業を認められるものには、次の学位を授与する。

⑴	経営学部	現代ビジネス学科	学士（経営学）
⑵	人間学部	子ども発達学科	学士（人間学）
⑶	人間学部	健康スポーツ学科	学士（人間学）
⑷	人間学部	心理カウンセリング学科	学士（人間学）
⑸	看護学部	看護学科	学士（看護学）

第 7 章　入学検定料、入学金、授業料その他の費用

（入学検定料等の金額）

第 27 条　本学の入学検定料、入学金、授業料等（授業料、施設維持費、教育充実費）は、（別表６）のとおりとする。

（授業料等の納入期）

第 28 条　授業料等は、次の２期に分けて期限内に納入しなければならない。

春学期　３月 31 日まで

秋学期　９月 30 日まで

２．ただし、特別の事情がある場合には、延納・分納を認めることがある。

延納・分納に関する事項は「学納金の延納・分納に関する規程」に定める。

（退学、除籍及び停学等の場合の授業料等）

第 29 条　学期の中途で退学した者又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。

２．停学期間中の授業料等は、徴収する。

（休学期間中の授業料等）

第 30 条　休学期間中の授業料、教育充実費は、免除される。ただし、学期の中途において休学又は復学する者は、その期の授業料は納付しなければならない。

（学年の中途で卒業する場合の授業料等）

第 31 条　学年の中途で卒業する者は、卒業見込みの学期までの授業料等を納付するものとする。

（入学検定料及び入学金の返還）

第 32 条　納付した入学検定料、入学金は、原則として返還しない。

第 8 章　教職員組織

省略

第 9 章　会　　議

省略

第 10 章　科目等履修生・聴講生及び外国人特別生

（科目等履修生）

第 37 条の3　本学則第８条の各号の一に該当する者が、本学授業科目の一部について、科目等履修を願い出たときは、学長は、学生の学修に支障のない限りこれを許可

することがある。

2．科目等履修生に関する規程は、別に定める。

（聴講生）

第 38 条　本学則第８条の各号の一に該当する者が、本学の授業科目の一部について、聴講を願い出たときは、学長は、学生の学修に支障のない限りこれを許可することがある。

2．聴講生に関する規程は別に定める。

（外国人特別生）

第 39 条　本学則第８条に規定する入学資格を持たない外国人が、外務省・在外公使又は本邦所在の外国公館の紹介によって、本学の授業科目の一部について学修を願い出たときは、学長が、外国人特別生としてこれを許可することがある。

（規定の準用）

第 40 条　科目等履修生・聴講生及び外国人特別生については、本章の規定のほかは、本学則の規定を準用する。

（聴講生等の学費等）

第 41 条　科目等履修生・聴講生及び外国人特別生の入学手続き、単位認定及び学費等については別に定める。

第 11 章　表彰及び懲戒

（表 彰）

第 42 条　学長は、学生として表彰に値する行為があった者について、表彰することができる。

⑴　学業成績優秀な者

⑵　学生の模範となるような行為をした者

2．表彰に関する規程は、別に定める。

（懲 戒）

第 43 条　学長は、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者に対して、懲戒することができる。

2．前項の懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3．停学の期間は、在学年限に算入し、修業年限に算入しない。

4．停学又は退学を命じた時は、その旨を保護者又は保証人に通知する。

第 12 章　厚生施設

（厚生施設）

第 44 条　本学に厚生施設として、食堂、保健室、相談室等を置く。

２．厚生施設に関する細則は、別に定める。

第 13 章　公開講座

（公開講座）

第 45 条　社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、学長は公開講座を開設することができる。

第 14 章　奨学制度

（奨学制度）

第 46 条　本学に奨学制度を設ける。

２．奨学制度に関しては、別に定める。

第 15 章　学生寮

（学生寮）

第 47 条　本学に学生寮を置く。

２．学生寮に関しては、別に定める。

第 16 章　雑　則

（雑 則）

第 48 条　この学則の施行に関して、必要な事項は別に定める。

（学則の改廃）

第 49 条　この学則の改廃は、学長の意見を聴き、理事会の議決を経て、理事長がこれを行う。

卒業認定･学位授与の方針

「建学の精神」、「教学理念（学則第１条の２)」、「教学ビジョン（学則第１の３)」を踏まえ、卒業認定･学位授与の方針を以下のとおりとする。

学部	学科	卒業要件･学位授与の方針（ディプロマ･ポリシー:DP）
人間学部		人間学部は、ウェルネスの実現（QOL の向上）をめざし、人が輝いて生きることができる社会の創造と、社会で輝く人の育成・支援に寄与できる人材の輩出を目的とする。これに基づき、学則に定める卒業要件及び以下を充たす学生に学士（人間学）の学位を授与する。
	子ども発達・健康スポーツ・心理カウンセリング	・専門的な知識・技術と人間性を身につけ社会に貢献できる ・幅広い視野をもって多角的に物事を評価・判断できる ・自己の人生を充実させるために学び続ける意義を身につけている
経営学部		経営学部は、企業におけるビジネスの仕組みと役割を理解するとともに、デジタル経済を視野に入れ、国際理解・異文化理解ができる知識と技能、ビジネスデータを利活用できる課題解決力、情報通信技術を活用する新しいビジネスを生み出す力を身に付け、社会の一員として輝いて活躍できる人材の輩出を目的とする。これに基づき、学則に定める卒業要件及び以下を充たす学生に学士（経営学）の学位を授与する。
	現代ビジネス	・専門的な知識・技術と人間性を身につけ社会に貢献できる ・幅広い視野をもって多角的に物事を評価・判断できる ・自己の人生を充実させるために学び続ける意義を身につけている
看護学部		看護学部は、豊かな感性を有し、人間性を全人的にとらえ、看護倫理や看護の責務、看護の実践に基づいた援助の在り方及び可能性を理解し、看護の対象となる全ての人々が生命力・生活力を十分に発揮し輝いて生きるための支援ができる人材の輩出を目的とします。これに基づき、学則の定める卒業要件及び以下を充たす学生に学士（看護学）の学位を授与します。
	看護	①人々の生命と人間としての尊厳および権利を尊重し、看護の役割を果たすことができる倫理観、責任感を発揮する意欲を有する ②豊かな感性と他者への理解、知識に基づく確かな判断力を有する ③看護場面において問題発見とその解決ができる、科学的、論理的思考力を有する ④看護の実践における基本的な知識と技術を有する ⑤多職種と連携、協働して活動する技能と能力を有する ⑥多様な人や考え方に関心を持ち、全人的に理解する力を有する

教育課程編成･実施の方針

「建学の精神」、「教学理念（学則第１条の２)」、「教学ビジョン（学則第１の３)」を踏まえ、教育課程編成･実施の方針を以下のとおりとする。

学部	学科	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム･ポリシー:CP）
人間学部	子ども発達・健康スポーツ・心理カウンセリング	①学科の専門知識や技能を学び活用していく上で必要な教科目を配置する。 ②専門知識や技能を活用していくための応用的教科目を配置する。 ③学修した知識や技能に基づき課題発見や解決に協力して取り組むための教科目を配置する。 ④大学での学びと将来の進路選択に必要な知識や技能を身に付けるための教科目を配置する。 ⑤多様な人々と関わり社会に貢献する人間力を身に付けるための教養的教科目を配置する。 人間学部では以上の教育課程全般において「主体的な学びの姿勢を引き出すこと」を目的としたアクティブ･ラーニングの教育方法を積極的に行い、理解と実践力を高めるとともに、各教科目の達成度評価に取り入れる。 各教科目の授業方法、評価の基準、方法はシラバスに明記してあらかじめ公表する。
経営学部		経営学部は、専門的な知識・技術のみならず、多角的な評価・判断力、持続的な学修力などの資質・能力を養成する教育課程を次のように編成、実施する。
	現代ビジネス	①使命感・倫理観・責任感を伴う総合的判断能力やリーダーシップを身につけるための教養や総合教養科目群をカリキュラムの基盤として配置する。 ②専門教育科目に、経営学・経済学・マーケティング・簿記会計・経営科学・キャリア形成・プログラミング・情報システムの各領域を配置する。 ③専門領域を横断的に履修できるものとして「経営実務」、「経営情報」、「経営科学」の３つのコース（履修モデル）を設定し、学ぶ目標について自身で組み立てることを支援する。 ④カリキュラム全般について、主専攻・副専攻の枠を設け、学生にとって、自身が専攻とした内容とは別の観点からも幅広く学べるように配慮する。

別表５

学部	学科	教育課程編成・実施の方針（カリキュラム･ポリシー:CP）
看護学部		教育課程編成においては、ディプロマ・ポリシーに向けた高い実践力を養えるようなカリキュラムを配置しています。本学で身につけてほしい全人的看護学において「総合教養科目」「専門基礎教育科目」「専門教育科目」に分類し、年次ごとに重点を置いたカリキュラム配置にしています。
	看護	① 自己の感性と人間性を豊かにし幅広い教養を身につける科目 ② 人間の尊厳と権利への理解を深め高い倫理観を身につける科目 ③ 看護の実践に必要なコミュニケーション能力と協働する力を身につける科目 ④ 専門科目の基盤として必要な医療・保健・福祉の知識や技術を身につける科目 ⑤ 看護の実践に必要な専門知識・基本技術を身につける科目 ⑥ 看護の統合、総合的判断力を身につける科目 本学では、看護学の学びを通して調和のとれた人間性や感性及び社会人基礎力の育成を行う視点から興味関心が持てるような科目を配置し、看護の実践に活かすことを学びの特色のひとつとしています。さらに近年の情報社会に精通できるよう、情報通信技術(ICT)に関した科目も配置しています。 各看護専門領域に共通する地域・在宅看護、家族看護などにおいては領域横断科目とし、各専門看護領域の知識と技術を統合した科目を配置しています。

入学者受入れの方針

「建学の精神」、「教学理念（学則第１条の２）」、「教学ビジョン（学則第１の３）」を踏まえ、入学者受入れの方針を以下のとおりとする。

<table>
<tr><th>学部</th><th>学科</th><th>入学者受入れの方針（アドミッション･ポリシー:AP）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">人間学部</td><td>子ども発達・健康スポーツ・心理カウンセリング</td><td rowspan="2">人間学部及び経営学部は、以下の意欲・姿勢をもって学修しようとする人を入学者として受け入れる。

・大学生活を充実させるためにチャレンジしようとする人
・学習面について不得手なところもあるが、学びの意欲は人一倍あるという人
・大学で学ぶことで自らの可能性を見つけ広げたい人</td></tr>
<tr><td>経営学部</td><td>現代ビジネス</td></tr>
<tr><td rowspan="2">看護学部</td><td colspan="2">看護学部は、以下の意欲・姿勢をもって学修しようとする人を入学者として受け入れる。</td></tr>
<tr><td>看護</td><td>①学びたい分野を十分理解し、医療人として社会貢献をめざそうとする人
②学びの目的をもって自分自身や他者を大切にし、自己成長するために頑張ろうとする人
③大学生活を充実させるために協調性・コミュニケーション力・チャレンジ精神をもった人
④大学で学ぶことで看護について、主体的かつ持続的に学ぶ意欲が人一倍あるという人
⑤看護学を学ぶ上で必要な基礎学力を有し、論理的に考えようとする人</td></tr>
</table>